

練馬区監査委員

| | |
|-----|-----|
| 横 野 | 茂 |
| 萩 野 | うたみ |
| 藤 井 | たかし |
| 井 上 | 勇一郎 |

令和6年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和6年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和6年8月7日から同月29日までの間において実日数4日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和6年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行なわれているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続き等が適切に実施されているか。
- d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。
- e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。
- f 施工段階ごとに必要な立合い、確認、指示および検査が適正に行

われているか。

g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

(イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

対象工事

ア 練馬区立大泉小学校北校舎・屋内運動場屋上防水および外壁改修工事

イ 練馬区立東大泉地区区民館大規模改修工事

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修機械設備工事

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修電気設備工事

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修工事監理等業務委託

対象部課

ア 施設管理担当部施設整備第一課

イ 施設管理担当部施設整備第二課

ウ 地域文化部地域振興課

エ 高齢施策担当部高齢者支援課

オ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、不適切な事例が見られた。以下の注意事項について、是正・改善に取り組まれない。

練馬区立大泉小学校北校舎・屋内運動場屋上防水および外壁改修工事

ア 石綿含有産業廃棄物の保管場所について

石綿含有産業廃棄物を保管していることや保管場所の管理者の氏名・連絡先等を表示しなければならないが、これらの表示がなかった。（施設整備第二課）

イ 足場の点検および記録の保管について

足場の組立て時および悪天候時は足場の点検を行い、その記録を保存しなければならないが、いずれも行われていなかった。（施設整備第二課）

練馬区立東大泉地区区民館大規模改修工事その他関連工事

ア 構造検討について

当初設計の施工方法の変更により結果的には構造耐力に影響はなかったが、当初設計における基礎梁（構造耐力上主要な部分）へ開口を設置することについて、適切な構造検討資料が残されておらず確認できなかった。

(施設整備第一課)

イ 建設リサイクル法通知書について

工事着手日までに提出すべきところ、工事着手後に提出していた。(施設整備第一課)

ウ 施工計画書等の整備について

施工体制台帳について一部書類が不足していた。また、施工計画書・施工図等、施工・試験結果報告書、工事写真に不足があった。(施設整備第一課)

なお、技術職員のさらなる技術力向上に取り組むとともに、設計および工事の各段階における適切な監理に努められたい。(施設管理担当部)